

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 戦略分野国内生産促進税制

### 事業適応計画の承認申請様式を公表



The better the question. The better the answer.  
The better the world works.



Shape the future  
with confidence

#### EY Japan税務ニュース

過去の税務ニュースは、下記URLから  
ご覧いただけます。

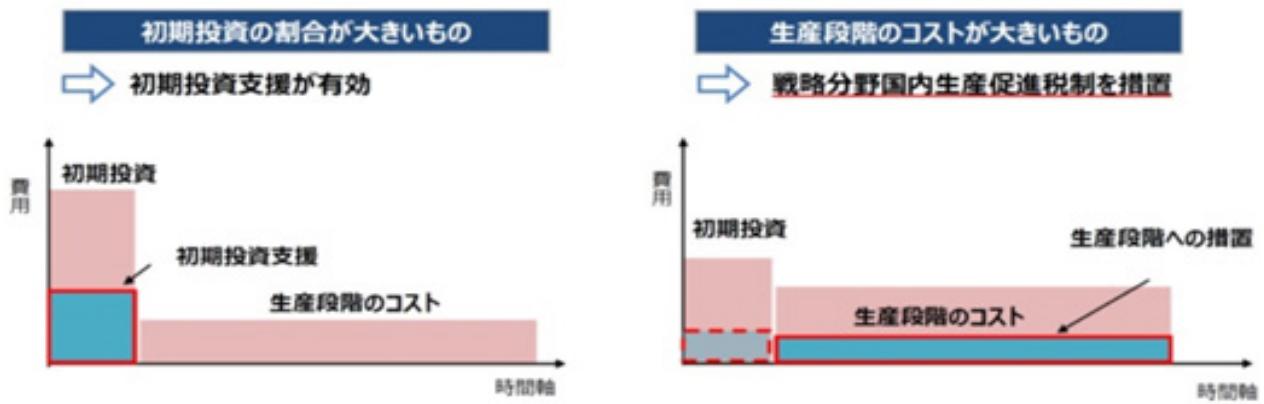
[https://www.ey.com/ja\\_jp/technical/  
ey-japan-tax-library/tax-alerts](https://www.ey.com/ja_jp/technical/ey-japan-tax-library/tax-alerts)

令和6年度税制改正で創設された戦略分野国内生産促進税制について、  
関係省令等が令和7年3月25日に交付・施行されました。

戦略分野国内生産促進税制とは、青色申告書を提出する法人で、改正  
産業競争力強化法の施行の日(令和6年9月2日)から令和9年3月31日  
までの間に産業競争力強化法の認定に係る認定事業適応事業者で  
あるものが、その認定事業適応計画に記載された電気自動車等、グリーン  
スチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料(SAF)、半導体  
(マイコン・アナログ半導体)の生産をするための設備の新設又は増設を  
する場合に、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産の取得  
等をして、その法人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日  
からその認定の日以後10年を経過する日までの期間内の日を含む各事  
業年度において、その機械その他の減価償却資産により生産された商品  
のうち、その期間に販売されたものの数量等に応じた一定の金額が税額  
控除されるというものです。

租税特別措置法の税額控除制度は、従来、初期投資としての設備投資額  
に対する一定の割合を税額控除する方式が一般的でしたが、本制度は  
生産段階のコストが大きい点に着目し、対象設備によって生産・販売  
された商品の数量に応じて税額控除する制度となっています。

- 米国のIRA法、CHIPS法や欧州のグリーン・ディール産業計画をはじめ、戦略分野の国内投資を強力に推進する世界的な産業政策競争が活発化。我が国も、世界に伍して競争できる投資促進策が必要。
- 具体的には、戦略分野のうち、総事業費が大きく、特に生産段階でのコストが高いもの（電気自動車、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料（SAF）、半導体（マイコン・アナログ）など）について、初期投資促進策だけでは国内投資の判断が容易でなく、米国もIRA法で生産・販売段階での支援措置を開始していること等を踏まえ、我が国も、産業構造等を踏まえた、生産・販売量に応じて税額控除措置を講ずる新たな投資促進策が必要。
- こうした新たな投資促進策は、企業に対して生産・販売拡大の強いインセンティブを与え、本税制が対象とする革新性の高い製品の市場創出を加速化することも可能。



出典:経済産業省「戦略分野国内生産促進税制」、[https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku\\_kyoka/senryaku\\_zeisei.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/senryaku_zeisei.html) (2025年3月27日アクセス)

令和6年9月2日の改正産業競争力強化法の施行により租税特別措置法の適用は開始されていましたが、事業適応計画の申請様式や計画認定の基準が明らかにされていなかったことから、今まで事業適応計画の申請を行うことができませんでした。この度、以下の関係省令等が公布されたことにより、申請可能な状態となりました。

- 租税特別措置法施行規則の一部改正
- 産業競争力強化法施行規則の一部改正
- 事業適応の実施に関する指針の一部改正
- 産業競争力基盤強化商品に関する省令
- 我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準
- 以下の事業分野別実施指針の改正
  - 半導体産業の事業適応の実施に関する指針
  - 石油精製業の事業適応の実施に関する指針
  - 金属産業の事業適応の実施に関する指針
  - 自動車産業の事業適応の実施に関する指針
  - 化学産業の事業適応の実施に関する指針

事業分野別実施指針では、それぞれの産業に応じた要件が掲げられているため、事業適応計画の認定を受けようとする場合は個々に確認する必要があります。

例えば新規(初期)投資額の一例を示すと以下の通りです。

	半導体産業	石油精製業	金属産業	自動車産業	化学産業
新規(初期)投資額	50億円以上	500億円以上	120億円以上	15億円以上	30億円以上

上記以外にも、生産数量・生産能力の目標、カーボンニュートラルへの取り組み、付加価値率の向上、サプライチェーンの競争力強化の取り組みなど、要件は複数定められています。

その他、本税制の適用に当たっては、以下のポイントもあり、設備投資の時期とその設備による販売計画なども見据えた上で、事業適応計画の認定を受ける必要があると考えられます。

- 事業適応計画の認定は令和9年3月31日までの間に受ける必要があること
- 新規投資は改正産業競争力強化法の施行日以後における取締役会等の決議によるものであること
- 税制の適用期間は事業適応計画の認定の日以後10年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度であること(10年のスタートが生産及び販売開始の日ではないこと)

本税制は最大10年間という長い期間にわたって利用することが可能な制度です。非常に高い効果が見込まれるため、明らかとなった事業適応計画の認定条件を踏まえて、申請を行う前に税額控除の効果を最大限享受できる計画になっているか、社内の関係各部署とも入念な打ち合わせを行うことが重要です。

本税制の適用に関するお問い合わせは以下までお願い致します。

お問い合わせ先

EY税理士法人 [tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

矢嶋 学 パートナー

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. [https://www.ey.com/ja\\_jp/connect-with-us/newsletter](https://www.ey.com/ja_jp/connect-with-us/newsletter)を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。  
\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

Youtube: @EYJapan  
Facebook: EYJapanOfficial  
X Twitter: @Japan\_EY

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

## All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/about-us/ey-tax](https://ey.com/ja_jp/about-us/ey-tax)をご覧ください。

©2025 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。また、著作権に関して記事、写真、表、図面、グラフなど、本書で提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)